

# 高陵中学校同窓会規約

## 1 同窓会規約及び組織

- 1 本会は港区立高陵中学校同窓会とする。
- 2 本会は会員相互の親睦と研鑽をはかり、且つ母校の興隆に寄与することを目的とする。
- 3 本会の事務所は母校内におく。
- 4 本会は次の4員で組織する。

成 員 高陵中学校卒業生 特別会員 高陵中学校現旧職員

- 5 本会は次の役員をおく。

名誉会長 1名 会長 1名 副会長 1名 幹事長 1名

副幹事長 3名 幹事各学期生より若干名

名誉会長は現中学校長とする。

会長、副会長は幹事の推薦により総会にて決定する。

幹事長、副幹事長は幹事の互選による。

幹事は各年度卒業生により若干名を選出、会長がこれを委嘱する。

- 6 役員の任期は1年とし重任はさしつかえない。役員に欠員が生じたときは幹事会の推薦により会長がこれを委嘱することができる。(但し補佐の任期は前任者の残余期間とする)
- 7 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はこれに代わる。
- 8 幹事は幹事会を組織し、次のように会務を分担する。
  - (1) 庶務係 他の係に属さない会務を一切行う。
  - (2) 会計係 会計事務を行う。
  - (3) 記録係 本会の記録及び会員の消息を調査する。
  - (4) 事務係 事業を計画し、これを実行する。
- 9 総会は毎年一回開催し、次の事項を行う。但し幹事会で必要と認められた時は臨時の総会を開くことができる。

会務の報告 会計報告 その他重要事項

- 10 幹事会は臨時に開いて会務について協議する。

- 11 正会員は入会金として300円を納入する。

- 12 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

- 1 本会則の変更は総会の決議によるものとする。
- 2 会員は転居、改姓、その他身の上に変更が生じた場合は、その都度会長にその旨連絡するものとする。

## 2 卒業生に対する指導

- 1 各卒業年度順に卒業生名簿を作成し、保存(原簿とし、変更ある時は訂正しておく)
- 2 各卒業学級毎に2名~4名の学級幹事を選出し、学校、卒業生間の連絡をとる、
- 3 同窓会担当職員は2名~3名とし、卒業生との連絡相談に応じる。

### 3 校舎使用時の注意

- 1 同窓会会場・・・体育館 式幕および椅子（折りたたみ、生徒用）放送設備を準備する。
- 2 幹事会・・・・・・会議室又は応接室
- 3 クラス会・・・・・・学校に許可を受けた教室
- 4 校舎（教室）使用許可願について  
各卒業学級の幹事代表が、同窓会担当職員を通じて校舎使用許可願いを学校長に提出、許可を受けること（様式は12諸内容（7）参照のこと）
- 5 校舎及び諸施設の使用について
  - (a) 使用教室は学校の定めた教室を使用すること。他の校内施設を勝手に使用しないこと。
  - (b) 下足で校舎内に入出入りしないこと。
  - (c) 校内での飲酒、喫煙は絶対にしないこと。
  - (d) 幹事又は責任者は、後片付けに責任を持ち、必ず担当職員又は警備員に連絡すること。

### 4 同窓会入会式

- 1 日 時 卒業式の前日 午後式予行の前又は後
- 2 会 場 体育館、3年（卒業予定者全員）